

2026 年 9 月 25 日 ビジネス会計人クラブ 第 263 回定例会 結果報告

■ 内 容 「取引相場のない株式の相続税評価の改正」の動向を探る

～有識者会議委員と国税出身者による赤裸々対談～

■ 講 師 株式会社 YUI アドバイザーズ 代表取締役 税理士 玉越 賢治 氏
香取稔税理士事務所 所長 税理士 香取 稔 氏

今回の定例会では、国税庁に設置された「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」の委員を務める玉越賢治氏と、長年にわたり国税庁で相続税等の法令解釈等に携わり、高松国税不服審判所長も務められた香取稔氏のお二人を講師に迎え、対談形式で取引相場のない株式の評価改正の動向と論点を赤裸々にご解説いただき、90 名にご参加いただきました。

はじめに、今回の株式評価の見直しは、単なる「評価方式の変更」ではなく、会計検査院の指摘・国税庁の問題意識・中小企業庁の反論・日商の立場など、複数の機関の思惑が複雑に絡み合う“政策的な改正”である点が示されました。特に、国税庁が会計検査院に対して

「評価方式の操作による税負担軽減を図る納税者が現に存在する」と報告している事実は、今回の見直しが「租税回避の封じ込め」を強く意識したものであることを示す重要なポイントであると説明されました。

改正の背景として、類似業種比準価額と純資産価額の乖離が大きく、評価の公平性に疑念があると会計検査院が指摘したこと、また、過去の最高裁判決（令和 4 年）でも、相続直前の不動産取得や利益操作による株価引下げが問題視されてきたことが紹介されました。さらに、居住用マンションの新通達（令和 6 年）発遣後も、評価圧縮を目的とした取引が散見され、国税庁が総則 6 項の適用で時価課税する事案が続いていることが、改正議論を後押ししたと解説されました。

続いて、有識者会議の構成と対立軸についても詳細な説明がありました。国税庁は評価の公平性確保を重視し、日商は中小企業の事業承継への影響を懸念、中小企業庁は政府の「中小企業の稼ぐ力強化・賃上げ政策」に逆行すると強く反論するなど、立場の違いが鮮明であることが示されました。特に第 6 回会議で提出された中小企業庁の意見書は、制度設計に大きな影響を与える可能性がある指摘されました。

改正の内容と対象範囲については、会議で議論された複数の評価方式（DCF 法、超過収益法、残余利益モデル）を比較しながら、どの方式がどの企業に影響するか、どの評価軸が歪みを生むかといった実務家が押さえるべき論点が整理されました。あわせて、役員退職金の計上、海外子会社からの多額配当、匿名組合・オペレーティングリースを利用した含み損計上など、国税庁が問題視している具体的な租税回避事例も紹介され、今後の改正で封じ込めの対象となる可能性が高い点が示されました。

本研修では、総則 6 項の適用リスクや改正後の評価方法について、実務で直面する場面を想定した具体的な解説が行われました。特に、評価方式の変更は株価に直結するため、顧問先の株価評価の棚卸しや、資産管理会社の純資産価額方式への移行リスク、事業承継税制の活用可否の再検討など、会計人が顧問先に助言する際に押さえておくべきポイントが明確に示されました。

今回の研修は、「制度改正の表と裏を理解し、顧問先にどう助言すべきか」という実務家にとって最も重要な論点を深く掘り下げる内容となり、会計人の皆様にとって、今後の相続・事業承継支援に向けた実践的な知識を大きく深める充実した機会となりました。

<主な講演内容>

1、改正の背景と目的

- ・類似業種比準価額と純資産価額の乖離
- ・会計検査院の指摘と国税庁の問題意識
- ・最高裁判決（令和4年）と総則6項の適用事例

2、改正の内容と対象範囲

- ・新評価方式の候補（DCF法・超過収益法・残余利益モデル）
- ・資産管理会社への影響
- ・従業員持株会の扱いの見直し

3、実務への対応と留意点

- ・株価評価の棚卸し
- ・事業承継計画の見直し
- ・非経常損益の調整リスク

また、定例会終了後には講師の玉越先生、香取先生を囲んでの懇親会を行いました。
今回は38名の皆様に参加頂き、有意義な一時を過ごしていただきました。

【定例会】

